

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券、その他有価証券
 - ② 預金通帳、預金証書、契約証書、権利書その他重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある場合には格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主もしくは当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (利用料)

- (1) 貸金庫の利用料は当金庫所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した口座から当金庫所定の方法により引落とし充当いたします。また、引落しの都度、当金庫は領収書の発行および振替済の通知はいたしません。

なお、当初契約期間の利用料は、契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により契約時に支払って下さい。
- (2) 利用料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の利用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用料を月割計算で返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し副鍵は当金庫立会の上、借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 手動型貸金庫の開閉は、当金庫所定の開閉扉願に借主もしくは借主があらかじめ届出た代理人がそれぞれの届出印により記名、押印して提出のうえ正鍵を使用して行って下さい。なお、閉庫後は施鍵を確認して下さい。
- (2) 自動型貸金庫の開閉は、借主もしくは借主があらかじめ届出た代理人がそれぞれのカードと暗証番号により操作のうえ、正鍵を使用して行って下さい。
- (3) 生体認証型貸金庫の開閉は、借主もしくは借主があらかじめ届出た代理人がそれぞれの登録した生体認証情報、およびカードと暗証番号により操作のうえ、正鍵を使用して行って下さい。
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫指定の場所で行って下さい。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、電話番号、自動型の暗証番号、その他に変更のあった場合には、直ちに書面によって当金庫に届出して下さい。この届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

正鍵、自動型のカードを失ったとき、若しくは毀損したとき、自動型の暗証番号を忘失したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかった場合にも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (印章、鍵、自動型のカード喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、正鍵、自動型のカードを喪失、毀損、または自動型の暗証番号を忘失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きが完了後に行って下さい。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 鍵の交換、自動型のカードの再発行についてはこれに要する費用を支払って下さい。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

8. (印鑑照合、暗証照合等)

- (1) 開閉扉願、諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類に偽造、変造その他の事故があっても、

そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

- (2) 自動型の場合、操作機によりカードを確認し、使用された暗証番号との一致を確認の上、開庫その他の取扱いをした場合はカードまたは暗証に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (3) 前各項において使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変、停電、故障その他不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備等の故障が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けた場合は、その損害を賠償して下さい。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条3項の1号、2号のAからF、および3号のAからEの一にでも該当しない場合に使用することができ、第11条3項の1号、2号のAからF、および3号のAからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は借主の申出によりいつでも解約できます。この場合、正鍵、届出の印章、自動型の場合にはカードを持参し、当金庫所定の手続き完了後、貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお正鍵、届出の印章、自動型のカード紛失での解約は第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から通知のあったときは、直ちに前項と同様の手続きをした上、貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が利用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの利用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合第3条第3項に基づく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄できるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 利用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求があり次第支払って下さい。

1 2. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修理または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り、または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

1 3. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置ができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

1 4. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は、譲渡、転貸又は質入することはできません。

1 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上